

同性パートナーシップ制度の導入にあたって

このたび、当社は2026年4月より「同性パートナーシップ制度」を導入することとしました。本制度は、社員と戸籍上同性であるパートナーを、配偶者と同様の関係とみなすことで、これまで原則として法律婚を前提としていた一部の人事・福利厚生制度を、同性パートナーにも適用することを明確にするものです。

当社は、ありたい組織像として「グループ全社員の能力を挑戦に活かす日本郵船グループ」を掲げています。その実現には、社員一人ひとりが安心して働き、それぞれの能力を発揮できる環境が不可欠であり、Diversity & Inclusionはその重要な基盤の一つです。

しかしながら、日本では現時点において同性パートナーとの法律婚が認められていないため、人生を共に歩む上で必要な制度が十分に保障されていないのも事実です。当社では、これまでも個別の事情に応じた柔軟な制度運用を行ってきましたが、同性パートナーに関しては、制度利用の範囲について明確でない部分がありました。

こうした社会的背景と当社現状を踏まえ、今回の制度導入によって会社が法制度の枠にとどまることなく多様な社員一人ひとりを支え、全員がより安心して働ける環境づくりにつながるものと信じます。

日本郵船グループは、海運業を基軸に世界とつながりながら事業を展開してきました。多様性を尊重し、互いの違いを力に変えていく姿勢を大切にし、社員が安心して挑戦できる環境を整えることで、社会から信頼され、持続的に成長する企業グループであり続けたいと考えています。

2026年4月
取締役・専務執行役員
Chief Human Resources Officer
コーポレートアドミニストレーション本部長
鈴木 康修